

Title	平安時代の漢詩文における「脱履」の用法
Author(s)	于, 永梅
Citation	語文, 84-85, p. 39-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69056
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

平安時代の漢詩文における「脱履」の用法

于 永 梅

一、はじめに

「脱履」は、もともと中国で用いられた漢語である。中国での最も古い用例は『史記』封禪書と『漢書』郊祀志に収録する黄帝にまつわる同話に見られ、「脱履」の典拠とされている。顔師古が「脱履」の語に注を付した『漢書』の用例を挙げる。

：此五山黄帝之所常遊、与神会。：百余歲然後得与神通。：黄帝采首山銅、铸鼎於荆山下。鼎既成、有龍垂胡鬣、下迎黄帝。：黄帝既上天、：於是天子曰、「嗟乎、誠得如黄帝、吾視去妻子如脱履耳。」（師古曰「履、小履。脱履者言其便易無所顧也。」）

（卷二十五上、郊祀志第五上）

理想的な帝王とされる黄帝が、神仙のいる場所によく遊び、悠々としている。また、銅を採って鼎を铸たところ、龍が迎えに来て昇天したという話である。この話を聞かされた漢武帝が、黄帝を

羨む部分「妻子を去るを視ること脱履のごとし」に「脱履」が使われている。顔師古の注釈には「脱履は、その便易にして顧みる所無きを言ふなり」とあり、即ち「脱履」とは、草履を脱ぎ捨てるように簡単であり、物事を心にかけないことをいうと解釈しているのである。これは「脱履」の字義に沿った解釈であり、本来の意味であると考えられる。したがって、「妻子を去るを視ること脱履のごとし」は、もし本当に黄帝のようになれるなら、大切な妻子を捨てることは、草履を脱ぎ捨てるようにたやすいという意味として理解すべきである。

平安時代の漢詩文には、「脱履」という語がよく用いられている。従来の研究でも、渡辺秀夫氏は『本朝文粹』にある「抛蘿図而逃塵、比三方乗於脱履」（大江朝綱「陽成院四十九日御願文」）、「昔是無何在、心、辞三方乘而脱履」（大江朝綱「朱雀院四十九日御願文」）、「夫円融院者、当受図所草創、類脱履以棲息」（菅原輔正「円融院四十九日御願文」）などを取りあげ、これらの

例にあるように「脱履」は帝皇関係の願文に多用されるため、「帝王の崩御や讓位を表す特有の用語の一つ」であるとされている。また、同氏は『紀家集』卷十四断簡にある「先生本為_二石金吾隊長_一、姓矢田部、名真繼、身長七尺有餘、性無_レ嗜_レ慾。時見_二府官貪汚多_一□□隅、彈指合_レ眼而歎。仁寿初、脱_レ履妻子、入_二山夜宿_一古冢之中、昼往_二溪澗之間。採_二水底白石大小_一、積_レ麗成堆数所。時号曰_二白石先生_一」（紀長谷雄「白石先生伝」）を取りあげ、「脱履」「棄妻子」が『白氏六帖事類集』の「求仙」部に掲げられているのを根拠に、ここに見られる「脱履」は「神仙伝の色濃い影響のもとに描かれていた」とされ、願文に用いられる「脱履」と同じく「神仙・老莊乃至道教関係の言葉」であると述べられている⁽²⁾。その後、李育娟氏も、渡辺氏の指摘を踏襲し、上皇と関わる文章の中に数多く確認できる「脱履」を「神仙道家の語彙」とされている⁽³⁾。

確かに、鎌倉時代の歴史書『愚管抄』では、「脱履ハ避_レ位也。黄帝求_二仙道_一避_レ位如_レ脱_レ履_也」（卷一、漢家年代）と、「脱履」は帝位を退く意味であるとしている。『文鳳抄』では、人部の太上皇の条に「脱履」を取りあげている。「堯有_二天下_一、年衰伝_レ之舜、猶却行、积_レ履。（淮南子）」と「漢武帝云、吾誠得_レ如_レ黄帝、視_二去妻子_一、如_レ脱_レ履。（史記）」（卷五）という中国の帝王に関する用例を引き、「脱履」と太上皇とを結びつけて理解している。また『拾芥抄』でも、「太上天皇（上九之尊 仙院 仙洞 芝砌 太上皇）脱履 虚舟 …」（卷中、官位唐名部）と、「脱履」を

もって太上皇を表している。これらの書物では、「脱履」は帝の讓位、あるいは讓位した帝を指し示す語として理解しており、「脱履」が上皇関係の文章に限定して用いられるようになる平安時代中期以降においては、それが一般的な認識であった。

しかしながら、先行研究で指摘される「白石先生伝」や願文の用例を溯る万葉時代や、また平安時代前期の詩序や詩、歴史書にも「脱履」の用例が見えるが、それらは必ずしも上皇と関わる文脈で用いられてはいない。そもそも中国の文献においても、単に草履を脱ぎ捨てるように惜しげもなく物事を捨てる喩えとして使われ、捨てられるものは様々である⁽⁴⁾。もともと簡単に物事を捨てる喩えであった「脱履」は、なぜ平安時代中後期になると、上皇関連の文章だけに使われるようになったのだろうか。

本稿では、従来見過ごされてきた用例や、さらに中国での用法をも含め改めて考え、漢語「脱履」の使われ方の歴史的変遷を追うことにより、平安時代における「脱履」の用法とその背景となるものを明らかにしたい。

二、中国の文献における「脱履」の用法

「脱履」はもともと漢語であり、日本の用例を分析する前に、まず、そのもとなる中国の文献における用法を把握する必要がある。「便易にして顧みる所無きを言ふ」という意味を持つ「脱履」は、中国ではどのように使われているのかを確認する。

① 桃応問曰、舜為_二天子_一、臯陶為_二士_一、瞽瞍殺_二人_一、則如_レ之何。

孟子曰、執之而已矣。然則舜不_レ禁与。曰、夫舜惡得而禁_レ之、夫有_レ所_レ受_レ之也。然則舜如_レ之何。曰、舜視_レ棄_二天下_一、猶_レ棄_二敝屣_一也。窃負而逃、遵_二海浜_一而处、終身訖然、樂而忘_二天下_一。

〔孟子〕尽心上

②堯之有_二天下_一也、非_レ貪_二万民之富_一而安_二人主之位_一也。…年衰志憫、拳_二天下_一而伝_二之舜_一、猶_レ却行而脱_二屣_一也。

〔淮南子〕卷九、主術訓

③崔林字德備、清河東武城人也。…文帝踐阼、拜_二尚書_一、出_二為_二幽州刺史_一。北中郎將吳質統_二河北軍事_一、涿郡太守王雄謂_二林別駕_一曰、「吳中郎將、上所_二親重_一、國之貴臣也。仗節統事、州郡莫_レ不_二奉箋致敬_一、而崔使君初不_レ与_二相聞_一。若以_二辺塞不脩_一、斬_二卿_一、使君寧能護_二卿邪_一。」別駕具以白_二林_一、林曰、「刺史視_二去_二此州_一如_レ脱_二屣_一、寧当_二相累_一邪。此州与_二胡虜_一接、宜鎮_レ之以_二靜_一、擾_レ之則動_二其逆心_一、特為_二國家生_二北顧憂_一、以此為_レ寄。」在_二官一期_一、寇竊寢息。猶以_二不事上司_一、左_二遷河間太守_一、清論多為_レ林怨也。

〔三國志〕卷二十四、魏書二十四、崔林

④委_二慈母_一如_レ脱_二屣_一、棄_二少弟_一如_レ遺_二土_一、群子陸陸、妻姪成_レ行、慕_二妾兒之爽言_一、蔑_二伯春之宛軌_一。

〔魏書〕卷九十八、蕭衍列伝

⑤臣_レ葵言。昨被_二司徒符_一。仰称_二詔旨_一、許_二臣兄實所請_一、以_二臣襲_二封南康郡公_一。臣門籍勳蔭、光錫_二土宇_一。臣賁世載承_レ家、允膺_二長德_一。而深鑑_二止足_一、脱_二屣_二千乘_一。遂乃遠謬_二推恩_一、近

萃_二庸薄_一。能以_二國讓_一、弘義有_レ婦。匹夫難_レ奪、守以_レ勿_レ式。

〔梁・任昉〕「為_二褚諮議棄_二讓代_一兄襲_二封表_一」〔文選〕卷三十八

⑥斯蓋俯_レ心_二閭浮_一、未臻_二常樂_一。降情誘接、豈窮_二妄相_一。若乃境無_レ引汲、智生_二淺深_一。明_二同_一体、惑起_二十重_一。七地初刃、方称_二變易_一。三達_二後心_一、因窮_二智種_一。然俱冥_二四德_一、脱_二屣_二双_一林。示表_二金棺_一、現焚_二檀_一、浩浩焉_レ可_レ知_レ已。

〔梁・元帝〕「荊州長沙寺阿育王像碑」〔芸文類聚〕卷七十六、内典部上、内典

①では、舜帝が位を退くことを、「敝屣」即ち破れた靴を捨てることのように思うとあり、②でも、堯の讓位に関して、「天下を挙げこれを舜に伝ふること、猶ほ却行して屣を脱ぐがごとし」とある。①と②は、いずれも大切な帝位を簡単に捨てること、その簡単な喩えとして「脱屣」が用いられている。③以降の用例は、①②とは異なり、帝以外の人物に用いられている。③では、地方官の崔林は、上司の機嫌をとらないと不利になると助言されるが、それを無視し、「刺史此の州を去るを視ること、屣を脱ぐがごとし、なんぞ相累はされんや」と、官を辞め、任地から去ることを靴を脱ぐような簡単なことだという。ここでは、簡単に捨てるものは、刺史の地位である。④では、靴を脱ぐように簡単に捨てたのは母である。⑤は、兄が継いだ封土を弟に譲ろうとするが、弟がそれを断るための表である。「深く止足に鑑みて、千乘を脱屣す」の「千乘」は、兵車千台を出すことのできる大諸侯

の国のことである。この部分は六臣注が「言下兄貴有止足之鑑、視所封郡、如脱履」と、兄が千乗の封土を草履を脱ぎ捨てるように惜しげもなく手放すと解釈する通りである。⑥「脱履双林」の「双林」は、『涅槃經』「佛在拘尸那国力土地阿利羅拔提河辺婆羅双樹間、爾時世尊臨涅槃」にある釈迦涅槃の場所沙羅双樹を指し、「脱履双林」は釈迦の涅槃を踏まえた表現と言え、それを用いて阿育王の死を表している。

これらの用例が示しているように、中国では、「脱履」は顔師古の注にあるように、草履を脱ぎ捨てるように惜しげもなく物事を捨てる喩えとして使われ、その使われる場面も一定せず、捨てる対象も大切な地位、家族、富など様々である。中には「脱履」を用いて人の死を表す用例もある。また、①から④の用例では、靴を脱ぐが、ごとしのように、「脱履」は明らかに比喻表現として用いられている。それに対して、⑤「脱履千乗」と⑥「脱履双林」のように、比喻表現でありながら動詞化した使い方も現れてくる。

「脱履」の典故とされる『史記』『漢書』では、理想の帝王である黄帝が最後に龍に乗って天に昇ったとあり、神仙的側面を意識させる要素を含んでいる。しかし、右に見たように、実際に中国の文献に見られる用例の多くは、帝王とは関係なく、しかも神仙的要素も読み取ることができず、「脱履」はただ物事を簡単に捨てる喩えとして用いられている。つまり、本来、中国では、「脱履」は帝王と関連する神仙的な表現という認識に固定されている

わけではなかった。

なお、右は六朝時代までの用例であるが、後の時代にも、このような理解が受け継がれ、「脱履」は簡単に物事を捨てる喩えとして様々な場面において用いられていくのである。

三、平安時代の漢詩文における「脱履」の用法

三—I 平安時代以前の「脱履」

前節のように使われていた漢語「脱履」は、日本ではどのように受容されていったのであろうか。古くは平安時代以前の作品にすでに次のような用例を確認することができる。

①天皇禪位于水高内親王。詔曰、乾道統天、文明於是。馭曆大宝日位、震極所以居尊。昔者、揖讓之君、旁求歷試、干戈之主、繼體承基。貽厥後昆、克隆鼎祚。朕君臨天下、撫育黎元、蒙上天之保休、頼祖宗之遺慶、海内晏靜、夏安寧。然而兢兢之志、夙夜不怠、翼翼之情、日慎一日、憂勞庶政、九載于茲。今精華漸衰、耄期斯倦、深求閑逸、高踏風雲。積累遺塵、將同脱履。

〔統日本紀〕卷六、靈龜元年（七一五）九月庚辰

①は、元明天皇が政治への心労から讓位を志し、皇位を譲ろうとする箇所である。「今、精華漸く衰へて、耄期斯に倦み、深く閑逸を求めて、高く風雲を踏まむとす。累を積み塵を遺つること、將に脱履に同じからむとす」は、煩わしさから逃れ、俗世のことを忘れて、草履を脱ぎ捨てるように惜しげなく位を去りたいとあ

る。新日本古典文学大系『続日本紀』の注釈には指摘はないが、実はこの詔の表現は、唐代の公式詔令を集めた『唐大詔令集』にある詔の表現と酷似している。

乾道統_レ天、文明於_レ是、叙_レ曆。大宝曰_レ位、宸極所以居_レ尊。昔在勳華、不昌厥緒、揖讓之礼、旁求歷試、三代以降、天下為_レ家、繼_レ体承_レ基、胤嗣相襲、故能孝饗宗廟、卜_レ世長遠、貽_レ慶後昆、克隆_レ鼎祚。朕膺期受命、握_レ圖闡極、大拯_レ橫流、軼_レ寧區夏。然而昧_レ日不_レ顯、日昃坐朝、馭朽兢懷、履氷在_レ念、憂_レ勞庶政、九_レ載於茲。今精華已竭、耄期倦勤、久懷_レ物表、高蹈_レ風雲。積_レ累遺_レ塵、有_レ同_レ脱履、深_レ求_レ閑逸。

〔唐大詔令集〕卷三十、伝位、神堯伝位皇太子詔、武徳九年（六二六）八月）

これは武徳九年唐高祖の伝位の詔である。元明天皇の禪位の詔はこの詔と同じく、ともに決まり文句から始まる。帝位の尊さを述べ、次に昔に讓位した帝王の例を挙げ、続けて自分が帝位に就いている間は天下太平であったことを述べる。その後、しかし今は年をとり、政治への心労や煩わしさから逃れよう、閑逸を求めたいと思うようになり、讓位を決心に至った、という讓位の理由を述べる。このように、二例は文章の構造にしても、表現にしても酷似していることは一目瞭然である。このことから、元明天皇の詔にある「脱履」は、『史記』『漢書』よりも、直接唐高祖の伝位の詔を踏まえていると言える。

『続日本紀』では、「脱履」は帝の讓位を表しているが、平安時

代以前の他の用例では、また異なる用法が見られる。

② 高来里。古老曰、天地権輿、草木言語之時、自_レ天降来神、名称_レ普都大神。巡_レ行葦原之中津国、和平山河荒梗之類。大神化道已畢、心存_レ帰_レ天。即時、随_レ身器仗伊弉册、及所_レ執玉珪、悉皆脱履、留_レ置茲地、即乘_レ白雲、還_レ昇蒼天。

〔常陸国風土記〕「信太郎」

③ 或有人。知_レ敬_レ父母、忘_レ於_レ侍養、不_レ顧_レ妻子、輕_レ於_レ脱履。自称_レ異俗先生。：

……うけ杵を脱ぎつることく、踏み脱ぎて行くちふ人は石木より 生り出し人か 汝が名告らさね……

（山上憶良「合_レ反_レ或情_レ歌一首並序」『万葉集』卷五、雑歌、800）

②は、天から降りてきた普都大神が、山河の荒々しい神々を平定した後、身につけた武器や手に持った玉珪を、靴を脱ぐように全部この地に捨て、天に還って行ったという伝説である。普都大神が「脱履」のように捨てたものは大切な武器や玉である。③の序文は、父母を尊敬することは知っているが、自ら世話しようと思わず、妻子などは振り返りもしないで、脱ぎ捨てた草履ほどにも思わないという異俗先生と名乗る人を批判する内容である。ここでは、「脱履」のように簡単に捨てるものは妻子である。

これら平安時代以前の用例では、靴を脱ぐように簡単に捨てられるものは、帝位の外に武器や玉、妻子などがあることが分かる。顔師古の言う「その便易にして顧みる所無きを言ふなり」という本来の意味に基づいた比喩的な用法である。

三一Ⅱ 平安時代前期の「脱履」

平安時代に入ると、早い時期の「脱履」の用例は、空海作品に集中的に見られる。

①克孝克信、且仁且慈。蹶千金以如蠶芥、臨万乘而如脱履。
〔虚亡隠士論〕〔三教指帰〕卷中

①にある「千金を蹶むこと蠶芥のごとく、万乗に臨みて脱履のごとし」という対句は、千金のように価値の甚だ高いものでも草のように捨て、一万台の兵車を有する国でも靴を脱ぐように簡単に手放すという意味である。これは次の孔稚珪の「北山移文」を踏まえた表現であり、帝位を捨てる喩えとして使われているのである。

・鍾山之英、草堂之靈、馳煙駢路、勒移山庭。夫以耿介拔俗之標、蕭灑出塵之想、度白雪以方絜、于青雲而直上。吾下方知之矣。若其亭亭物表、皎皎霞外、芥千金而不哂、履万乘其如脱、聞鳳吹於洛浦、值新歌於延瀨、固亦有焉。
〔文選〕卷四十三

②常告門徒曰、人之貴者、不過國王。法之最者、不如密藏。策牛羊而趣道、久而始到。駕神通以跋涉、不勞而至。諸乘与密藏、豈得同日而論乎。仏法心髓、要妙斯在乎。無畏三藏、脱履王位。金剛親教、浮盃來伝。豈徒然哉。
〔大唐神都青龍寺故三朝国師灌頂阿闍梨惠果和尚之碑〕

〔性靈集〕卷一、13

③是以、儒童迦葉、教風東扇。能仁無垢、法雨西灑。五常因

之得正、三際以之朗然。不然者、与言誓而沈坑、將禽獸而無別。孔宣不違燔席、悉達脱履輪宝。蓋為此乎。
〔与越州節度使求内外經書啓〕同右、卷五、40

②③は、大同元年（八〇六）空海三十三歳の時の作品であり、空海の作品の中でも早い時期の用例である。②では、王族出身の無畏三藏が王位を継承せず、仏教に身を投じたことを「王位を脱履す」と表現している。③では、釈迦が理想の国王である転輪聖王の所持する輪宝を捨てたこと、つまり太子の位、ひいては帝の位を捨てて出家したことを「脱履」と言っている。二例ともに、実際に帝になった人の讓位を表すものではないが、いずれも王族や太子など王位を継ぐことのできる、言い換えれば帝に準ずる人が、その身分を捨てること、即ち帝位を断ることを、帝を象徴する「王位」「輪宝」を捨てることで描写する点は注目すべきである。また、この二例はいずれも次の仏教經典にその類似表現を見ることができ、仏教經典からの影響があると考えられる。

・皇太子造石弥勒太官令作讚。乗教本一、法門不二。業基累明、功由積地。眇眇長津、遥遥遐裔。道有常尊、神無恒器。脱履王家、来承宝位。慧日晨開、香雨霄墜。藉感必從、憑縁斯至。
〔弘明集〕卷十六、佛德篇第三之二、梁沈約佛刹塔像諸銘十首、弥勒

・是以標号釈迦檀種利利。体域中之尊。冠入天之秀。然後脱履儲宮直觀道樹。捨金輪而馭大千。明玉豪而制

法界。此其所_レ以垂跡也。

〔釈迦譜目錄〕序第四)

・輪王有_レ四。鉄銅銀金。各能王彼一二三四天下人庶。如常分別。既脱履輪帝之室。而為_レ出家。〔説無垢称経贊〕卷四)

右のように、空海の早期の用例は、『文選』や仏典からの強い影響が見受けられる。用例のいずれも帝、あるいは帝に準ずる人に用いられていることが特徴であり、これらの用例から、空海の「脱履」に対する理解を窺うことができる。このような理解は後にも続き、嵯峨上皇に関する文脈の中でも、讓位を表す言葉として「脱履」が使われている。

④伏惟、太上天皇、脱履多_レ閑、超然坐_レ。九丹写其一、八体篤其風。〔猷東太上李邑書迹〕表『性靈集』卷四、32)

⑤太上天皇、超然守一、姑射忘帰。脱履谷神、汾河盤樂。〔奉_レ為桓武皇帝講_レ太上御書金字法花_レ達嘍〕同右、卷六、

45)

④⑤のいずれも、「脱履」は俗世間と関わらない様子を表す「超然」と対になり、嵯峨上皇の讓位した後の何物にも囚われない超俗自適の様子を描写している。⑤に「姑射」「谷神」「汾河」など神仙的な色彩を持つ語彙が集中的に見られることも注目される点である。空海の用例の中で、嵯峨上皇に関する文脈では、神仙的な側面が見られるようになる。

以上のように、中国の文献や仏典に基づいた空海の早期の用例は仏教的な色合いが強く、晩期の嵯峨上皇にまつわる用例は神仙道教的な側面を意識させる。空海の早期と晩期の「脱履」の用例

は、それぞれ性格が異なるが、いずれも帝の讓位を表す点が同じであり、特徴的である。

平安時代前期では、空海のほかに、菅原道真の作品にも「脱履」の用例は四例確認することができる。但し、帝の讓位を表すのは次の一例のみである。

①閑居蜀_レ於誰人、紫宸殿之本主也。秋水見_レ於何処、朱雀院之新家也。非智者_レ不_レ樂_レ之、故得_レ我君之歆_レ脱履。非_レ玄談_レ不_レ説_レ之、故遇_レ我君之逐_レ虚舟。

〔九日後朝、侍_レ朱雀院、同賦_レ閑居案_レ秋水、応_レ太上天皇製_レ序〕『菅家文章』卷六、443)

①は、朱雀院において、宇多上皇が催した詩宴で作った序文である。ここでは、帝の讓位を表す「脱履」は、心に何のわだかまりもないことを表す「虚舟」と対になり、讓位した上皇が煩雑な俗世間から抜け出し、ひたすら風流を樂しむという文脈に用いられている。

道真の用例においては、次に見るように帝の讓位以外に用いられるのがほとんどである。

②弟子 從四位上源朝臣能有等、婦命稽首、一切三宝。自從_レ綸言不_レ予、脱_レ履煩王之郷、警蹕如_レ休、廻_レ與實際之境、爰知、上帝不_レ祐、同作_レ遺孤、皇天無_レ知、共為_レ窮子。

〔為_レ源大夫閣下先妣伴氏周忌法会_レ願文〕貞觀五年(八六一)十二月十三日、同右、卷十一、637)

②は、貞觀五年願主源能有の母伴氏の周忌のための願文である。

能有の父である文徳天皇の死に関して、「繪言予めせず、煩王之郷を脱履し、警蹕休むがごとく、輿を真際の境に廻らしてより」という一節がある。「煩王之郷」はこの煩惱多い現世のことであり、「真際之境」は尊い仏教の理想的な境地のことである。文徳天皇は靴を脱ぐようにたやすく煩わしいこの世を捨て、仏教の本当の郷に向かったと描写している。『日本文徳天皇実録』巻十の文徳天皇天安二年（八五八）八月条に「亥。今宵天皇倉卒有不予之事。近侍男女騒動失レ精。壬子。帝病劇弥加。言語不通。乙卯。帝崩於新成殿」とあり、この記事から、文徳天皇は急病により在位のまま亡くなったことが分かる。つまり、この願文において、「脱履」は、主語は天皇であるものの、その意味するところは、これまで見た帝王の讓位ではなく、帝王の死であることが分かる。

③却尋初宮仕
追計昔鑽堅
射每占正鵠
烹寧壞小鮮…
脱履黄埃俗
交襟紫府仙
桜花通夜宴
菊酒後朝筵

却りて尋ぬ初めて仕へを営みしことを
追ひて計ふ昔堅きを鑽りしことを
射ることは毎に正鵠を占めけり
烹ることは寧ぞ小鮮を壞らめや…
黄埃の俗を脱履し
紫府の仙と交襟す
桜花通夜の宴
菊酒後朝の筵

④天台山道道何煩

天台山の道 道何ぞ煩しき
〔叙意一百韻〕『菅家後集』484

藤葛因縁得自存 藤葛に因り縁りて自らに存すること得たり

青水溪刃唯素意 青水の溪の刃り唯だ素意たり

綺羅帳裏幾黄昏 綺羅の帳の裏幾ばくの黄昏たり

半年長聴三春鳥 半年長く聴く三春の鳥

婦路独逢七世孫 婦路独り逢ふ七世の孫

不放神仙離骨録 神仙の骨録を離るるを放さずんば

前途脱履旧家門 前途 旧家門を脱履せん

〔劉阮遇溪刃二女二詩〕『菅家文章』卷五、388

③「叙意一百韻」は、太宰府に左遷された後に作ったものであり、道真が自分の半生の経歴を追憶した中で、最後に「黄埃の俗を脱履し、紫府の仙と交襟す」ることができたことある。朝廷を神のいる紫微宮に、公卿たちを仙人に喩え、自分が草履を脱ぐように汚れた俗世間から抜け出して、仙人のいる紫微宮にいたったことを描写している。④は、源能有の五十の賀を祈るために作った詩である。二人の男が仙境に迷い込んで帰ることができず、そこで会った二人の仙女と共に半年間を暮らした。しかし、故郷が恋しくなって戻ってみると、故郷では何百年もの月日が流れており、ただ七世の孫に逢うばかりであった。二人の男が神仙の身から離れることを仙女たちが許さなければ、彼らは将来旧い家を捨て、ずっと神仙の世界で仙人として生きていったであろうと言う。人間でありながら神仙に近づいて何百年かの長寿を得たことがめでたい。これをもって能有の長寿を祝っている。③④ともに、

「脱履」は俗世間から抜け出すことの喩えとして用いられている。
また、平安時代の早い時期に編纂された勅撰歴史書や、紀長谷雄のほかの作品などには、帝の讓位を表す「脱履」の用例が見られる。

①嵯峨天皇大同四年四月丙申云々。是日、賜書玄寶法師曰、
太上天皇、寧濟為_レ心、威熙在_レ慮。憂勤_二庶績_一、達旦忘_レ寢。
旧疹相仍、聖体不_レ予。遂乃褰_二裳黃屋_一、脱_二履紫宸_一。谷神玄
牝、託_二懷白雲_一。畴昔愛_レ甌、平生近幸。

〔類聚国史〕卷三十四、帝王部、太上天皇不_レ予
②散位從四位下敷七等大野朝臣眞鷹卒。：天皇脱履御_レ閑之日、
猶以留_二眞鷹身於公家_一。

〔同右、卷六十六、人部、薨卒四位、仁明天皇承和十年
(八四三)二月壬戌条)〕

③嗟乎、我等生_二於恩_一、長_二於德_一。祈_二天地_一之不_レ變、指_二日月_一而為_レ期。自_レ榮貴為_レ夢、厭_二四海_一而振衣。浮雲在心、
揖_二万乘_一而脱履。我等淹_二留塵_一之界、貪_二着煩惱之家_一。徒
含_二失時之_一(悲)、(空拭)慈主之淚。

〔仁和寺法華會記〕『紀家集』卷十四斷簡)

以上、平安時代前期の「脱履」の用例を見たが、空海の用例は確認できる五例すべてが帝の讓位と関連し、また、勅撰歴史書にも帝の讓位としての用法が見られることが注目される。しかしながら、菅原道真の四例のうち、讓位に使われるのは一例のみであり、紀長谷雄の用例は二例ともに讓位の表現として使われてはい

ない。つまり、平安時代前期では、帝の讓位以外を表す用例が確認できるのである。「脱履」の用法が帝の讓位に限定されていないことがこの時代の特徴と言えよう。

三―Ⅲ 平安時代中後期の「脱履」

平安時代中期に編纂された『本朝文粹』には、「脱履」の用例が見られる。

①我聖靈陛下、抛_二蘿圖_一而逃_二塵_一、比_二万乘_一於脱履。落_二雲鬢_一而入_レ道、尋_二三明_一於方袍。

〔大江朝綱「陽成院四十九日御願文」天曆三年(九九九)十一月十八日、卷十四、412)〕

②伏惟太上法皇、昔是無_レ何在_レ心、辞_二万乘_一而脱履。今亦有為_レ厭_レ世、入_二三密_一而出家。

〔大江朝綱「朱雀院四十九日御願文」天曆六年(九五二)十月二日、同右、413)〕

①と②は、渡辺氏の論でも挙げられた平安時代中期の帝の讓位を表す早い用例である。二例とも大江朝綱の作で、陽成院と朱雀院の四十九日のための願文である。国を意味する「万乗」の語を用いることから、ここでは「脱履」は、帝が国をも靴を脱ぐように簡単に手放すと解釈できる。①「蘿圖を抛ちて逃塵し、万乗を脱履に比す」は、靴を脱ぐように国を投げ打って「逃塵」、つまり、俗世間から逃れたことを示している。②「昔これ無何心在り、万乗を辞して脱履す」にある「無何」は、『莊子』内篇逍遥

遊に見られる俗世を離れた理想郷「無何有之郷」を踏まえた表現である。昔は神仙世界に憧れていたため讓位したが、今は世俗を厭うようになり出家してしまつたという内容である。

③自_レ被_レ遁_レ世_レ揖_レ尊、逐_レ処_レ占_レ静、歌_レ鸞_レ舞_レ鶴、追_レ從_レ于_レ褰_レ裳_レ之行。草色林輝、祇_レ承_レ于_レ脱履_レ之_レ步。

(菅原輔昭「賦_レ隔_レ花_レ遥_レ飮_レ酒_レ応_レ太上_レ法_レ皇_レ製_レ詩_レ序」卷十、
298)

④夫_レ田_レ融_レ院_レ者、当_レ受_レ囿_レ所_レ草_レ創、類_レ脱履_レ以_レ棲_レ息。

(菅原輔正「田_レ融_レ院_レ四十九日_レ御_レ願_レ文」卷十四、415)

⑤は、菅原輔昭が冷泉院の詩宴に参加した際に作つた詩序である。対となる「褰裳之行」と「脱履之歩」の典拠として考えられるのは、梁簡文帝「大法頌」の「若夫_レ眇_レ夢_レ華_レ胥、怡_レ然_レ如_レ射

服_レ齊_レ宮_レ於_レ玄_レ扈、想_レ至_レ理_レ於_レ汾_レ陽。輕_レ九_レ鼎_レ於_レ褰_レ裳、視_レ万_レ乘_レ如_レ脱履」(『芸文類聚』卷七十六、内典部上、内典)と、『隋書』「堯得_レ太_レ尉、已_レ作_レ運_レ衡_レ之_レ篇。舜_レ遇_レ司_レ空、便_レ叙_レ精_レ華_レ之_レ竭。彼_レ褰_レ裳脱履、式_レ宮_レ設_レ饗。百_レ辟_レ婦_レ禹、若_レ帝_レ之_レ初。」(卷一、帝紀第一、高祖楊堅上)である。これらの「褰裳」「脱履」は、帝の讓位を表す。

したがって、③の「脱履」も帝位を退くことを表すと理解できる。この部分は、讓位した冷泉院を鳥も自然も慕うという情景を描き、冷泉院の遁世後の悠々自適の生活ぶりを描写している。④は、菅原輔正による田融院の四十九日のための願文である。田融院が靴を脱ぐように帝位を捨て、帝位に就いた時に建てた所に休息するところである。

以上のように、『本朝文粹』に見られる「脱履」の用例は、すべて帝の讓位と関連する。作者は大江朝綱と菅原輔昭、菅原輔正である。この三人の関係を考えると、まず、大江朝綱と菅原輔正に接点のあることは、『扶桑集』巻九の九十九番大江朝綱が菅原輔正と思われる菅秀才の登科を賀して贈つた詩から分かる。菅原輔昭と輔正は、菅原道真の曾孫であり、共に菅家廊下で勉強し、共通の学識を持っていたことは疑いない。このように、平安時代中期では、「脱履」を上皇関係の文章に用いたのは、文章道の中軸であった菅両家の人であり、文章院という共通の場を持ち、同じ文化圏にあって、交流のある人の作品に集中するのである。つまり、この時代には、文学上の交流によって、「脱履」に対してすでに共通意識を持つようになったのではないかと考えられる。

⑤謹_レ啓_レ帝_レ釈_レ天_レ而_レ白。忝_レ曩_レ家_レ之余_レ慶、猥_レ列_レ国_レ之_レ清_レ班。後_レ一條院_レ御_レ宇_レ之_レ時、始_レ帶_レ職_レ位。後_レ朱_レ雀_レ院_レ踐_レ祚_レ之_レ崑、高_レ昇_レ公_レ卿。先_レ朝_レ法_レ皇_レ脱履_レ之_レ前、超_レ至_レ内_レ相_レ之_レ官。

(藤原成季「太_レ政_レ大_レ臣_レ藤_レ原_レ信_レ長_レ造_レ九_レ條_レ堂」応_レ徳_レ二_レ年(一〇八五)十月、『朝野群載』卷三、文筆下、告文)

⑥汾_レ水_レ虚_レ舟_レ之_レ遊、波_レ澄_レ一_レ清_レ之_レ色。射_レ山_レ脱履_レ之_レ跡、嵐_レ報_レ万_レ歳_レ之_レ声。
(「北辰御祭文」天永四年(一一一三)二月二十七日、同右祭文)

⑦雖_レ十六_レ大_レ国_レ之_レ帝_レ王、仰_レ佛_レ力_レ二_レ兮_レ保_レ其_レ位。是以_レ弟子_レ膺_レ箴_レ之間、十四_レ廻、偏_レ崇_レ金_レ人_レ而_レ御_レ俗。脱履_レ之後_レ廿_レ余_レ載、弥_レ婦_レ二_レ白_レ法_レ而_レ送_レ生。為_レ皇_レ王_レ之_レ父_レ祖、忝_レ太_レ上_レ之_レ尊_レ名。

(大江匡房「白河院鳥羽御塔」嘉永(承の誤)二年(一一〇七)十二月二十八日、『江都督願文集』卷一)

⑧弟子脱履之時、先詣此山。

(藤原敦光「太上皇(鳥羽院)高野御塔供養」大治二年(一一二七)十一月四日、『本朝統文粹』卷十一、願文上)

⑨膺錄之間十六年、脱履之後十四歳。

(藤原敦光「鳥羽勝光明院供養」保延二年(一一三六)三月二十三日、同右)

『本朝文粹』の時代に共通意識となった「脱履」を帝の讓位の意で用いる用法は、⑤から⑨の用例にあるように、後の文人にも受け継がれていく。このような用例は、平安時代中期から後期にかけて数多く確認できる。また、「脱履之前」「脱履之跡」「脱履之時」「脱履之後」など、「脱履」は動詞化した使い方が多く、これも平安時代中後期の特徴の一つと言えよう。

以上のように、平安時代中期より以降、靴を脱ぐように簡単に捨て去るものは、ほぼ帝位に限定されてゆき、「脱履」は上皇関連の文章に限定して使われるようになったのである。平安時代中期に共通意識となり固定化したこの用法は、冒頭で挙げたように、鎌倉時代へも受け継がれ、広く用いられていくのである。

四、おわりに

以上、本稿では、従来平安時代中後期の用例に注目が集まり、もっぱら上皇関連の語彙と見なされてきた漢語「脱履」について、

中国の用例や、平安時代前期の用例にまで広く目を向け、「脱履」の歴史の変遷を追うことにより、その用法について改めて検討を行った。

「脱履」は顔師古の注に「脱履は、その便易にして顧みる所無きを言ふなり」とあるように、草履を脱ぎ捨てるように簡単に、物事を心につけかけないことをいうのが本来の意味である。中国の文献においては、草履のように簡単に捨てる対象は、帝位を含め大切な地位や家族、富など様々である。

日本の万葉時代や平安時代前期の漢詩文においても、中国での用法と同じように、「脱履」は最初から帝の讓位だけを表す言葉ではなく、様々な用法を持っていた。しかしながら、平安時代中期以降になると、「脱履」は上皇関係の文章に使われる傾向が強くなり、やがて帝の讓位のみを表すようになったのである。

では、本来、草履を脱ぎ捨てるように物事を簡単に捨てる喩えとして様々な用法を持った「脱履」は、なぜ平安時代中後期になると、上皇と関連する文章に限定して使われるようになったのだろうか。その原因となる要素はいくつか考えられる。

前述のように、中国の文献では「脱履」は様々な場面に用いられ、その捨て去るものも一定しないが、『孟子』『淮南子』のような古い文献の用例や、「脱履」の典故とされる『史記』『漢書』の故事に用いられる対象はすべて堯舜、黄帝、漢武帝などの帝王である点が重要である。平安時代の文人にこれら中国の典籍がよく知られていたことは言うまでもないだろう。中国の古い用例や、

典拠とされる用例の使い方を常に念頭に置きながら作文していたことが想像できよう。

また、日本の漢詩文におけるその用法の流れから見ると、平安時代の前期までには、「脱履」の用法は限定されていなかったが、すでに早い時期の歴史書『続日本紀』には、唐代皇帝の伝位の詔にある「脱履」の用法の影響が見られ、また、『類聚国史』にも同様に帝の讓位を表す用例がある。これらから「脱履」を帝の讓位の意で用いる用法が芽生えていたことが分かる。また、空海の作品にある「脱履」が、いずれも帝の讓位あるいは帝位を放棄するなど、帝位と関連して用いられる点は、「脱履」を帝の讓位の意で用いる傾向につながるものとして考えられるだろう。さらに、平安時代中期になると、大江朝綱や菅原輔正・輔昭のように同じ文化圏に属する人の作品にも見られることから、この時代には「脱履」を帝の讓位の意に限定して用いることがすでに共通意識となっていたと考えられる。

さらに、歴史的背景から見れば、平安時代中後期には、天皇の讓位が前の時代より明らかに増えている。平安時代において、宇多天皇以前の天皇では、讓位する場合もあるが、在位のままに崩御する天皇が多い。しかし、宇多天皇以降になると、ほとんどの天皇が讓位しているのである。天皇の讓位の増加に伴い、讓位した天皇に用いる「脱履」の用例も増えたと考えられる。平安時代後期になると、讓位した天皇がさらに出家する傾向が目立ち、天皇の讓位を表すのに多く使われるようになった「脱履」は、次第

に俗世間から逃れ仏門に入る超俗自適の暮らしをする上皇に用いられる専有の語となっていたと考えられる。

今回取りあげた「脱履」だけではなく、調査する用例を広げることで従来の認識が改められる例は、他にもあるのではないかと予想される。一つの語彙の意味や用法を正確に把握することによって、その語彙の用いられる作品や、その作品の背後にある文化も明らかになってくるのではないだろうか。

注

(1) 「履」について、『玉篇』には「履也。或作躡」とあり、『広韻』には「履不躡、跟也。与躡同」とあるため、本稿では、「脱履」「脱躡」「脱離」は、「脱履」とはほぼ同じ意味の語として特に区別せず考えることとする。なお、引用文につき、稿者が私に句読点を改めた部分がある。

(2) 渡辺秀夫「願文研究の一視点」(『平安朝文学と漢文世界』(勉誠社、一九九一年)

(3) 李育娟「藐姑射に住む上皇像の形成—『莊子』「逍遙遊」における堯帝伝承から」(『和漢比較文学』第三十二号、二〇〇四年二月)

(4) 谷口孝介氏は「古今集への道—宇多院と菅原道真—」(『古今集と漢文学』和漢比較文学叢書第十一卷、汲古書院、一九九二年)では、天子が位を去ることは「脱履」の本来の意味ではないと述べられているが、詳しい論述はなされていない。

(5) 現在見られる『唐大詔令集』は、宋の宋敏求が編纂したものである。『続日本紀』の時代には、宋代に編纂した書物を見たはずがなく、ほかの形で日本に入ったものを模倣したと思われる。

文粹』新訂増補国史大系、吉川弘文館／『扶桑集』田坂順子編『扶桑
集校本と索引』權歌書房／『江都督納言願文集』至文堂／『文鳳抄』
〔歌論歌学集成別卷二所収〕三弥井書店／『拾芥抄』八木書店

付記

本稿は二〇〇五年四月三十日に羽衣国際大学において行われた第八
十七回和漢比較文学会例会（西部）の発表に基づくものである。

—本学大学院外国人招へい研究員—